

岸和田市地域公共交通協議会 規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通協議会は、事務所を大阪府岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所内）に置く。

(目的)

第3条 交通協議会は、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。また、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な交通まちづくりアクションプラン（以下、「交通まちづくりアクションプラン」という。）の策定に関する意見聴取及び交通まちづくりアクションプランの進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 交通協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (2) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (3) 交通まちづくりアクションプランの策定に関する意見聴取
- (4) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (5) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第5条 交通協議会は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 住民又は旅客
- (7) 学識経験者その他交通協議会が必要と認める者
- (8) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他岸和田市長が必要と認める者

(役員の定数)

第6条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長は、岸和田市長又はその指名する者とする。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通協議会の出納監査を行ない、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）第8条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。ただし、次に掲げる事項については、分科会の審議に基づき、必要な措置を講じることができるものとする。
 - (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
 - (2) 道路運送法第9条第4項の規定に基づく運賃及び料金の協議に関すること。
- 3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。
- 4 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、岸和田市まちづくり推進部に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (経費の負担)

第 12 条 交通協議会の運営に要する経費は、岸和田市からの負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第 14 条 会長は、交通協議会の財務に関する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。
- 3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 15 条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。